

平成最後の



昨年の年末くらいから「平成最後の…」というフレーズを頻繁に目にしました。

ということで私も使わせていただきます。これが平成最後のニュースレターになります。ですが、元号が令和に変わってもニュー

スレターは書き続ける予定ですので、特に感慨深いというわけでもありません。

ということで、令和に変わっても引き続き当事務所とこのニュースレターをよろしくお願いします！

なお、本紙面の右上では、元号ではなく西暦を使っていますので次号でうっかり間違えるという心配はございません。

次号の見出しは「令和最初の」になる可能性が高いですが、決して手抜きではないことを申し添えいたします。

期日請書

裁判期日が決まると、「平成〇年〇月〇日〇時に出頭します」という書面を提出します。

この時期に日程調整をすると、だいたい5月以降の期日に決まりますが、期日請書には「令和元年5月〇日」ではなく、「平成31年5月〇日」と記載することになります。

令和という元号を実際に使用するのは5月1日以降に作成した書面に限られるようです。

選挙

今年は統一地方選挙の年です。事務所のある取手市では市長選が、自宅のある柏市では県議選が実施されました。

私の政治的な信条は置いておくとして、とにかく投票率が悪かったです（今回に限ったことではありませんが）。取手は38%、柏は33%であり、いずれも40%にも届きませんでした。これは由々しき事態だと思います。最低でも70%を超えるくらいの投票率でなければ民意を反映した政治とはいえないのではないかと思います。

学校教育の中でもっと選挙の重要性を教える必要があると思います。

と力説している私ですが、投票に行くのを忘れたことが1度だけあります。そのときは、午後8時にテレビで選挙特番が始まった瞬間に、自分が投票に行っていないことに気づき膝から崩れ落ちました。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00~18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設